

〔19〕 定期報告制度

建築物の災害・事故の未然防止を図るため、建築基準法第12条第1項等に基づき、建築物の敷地、構造、設備等を有資格者により調査・検査させ、結果を特定行政庁に報告することが建築物の所有者や管理者に対して義務付けられています。

① 定期調査・検査報告の手続きフロー



② 定期報告の対象及び報告時期

	報告対象		報告時期(間隔)		
	建築物の用途	建築物の規模	調査 建築物	検査 防火設備 換気設備等	
1	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの	3年	1年	1年
1'	観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの	3年	1年	1年
2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 就寝用途の児童福祉施設等	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ④当該用途の床面積の合計が200㎡超のもの(防火設備の定期報告のみ)	3年	1年	1年
3	ホテル、旅館	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの	3年	1年	1年
4	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)、 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者 グループホーム、障害者グループホームに限る)	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ④当該用途の床面積の合計が200㎡超のもの(防火設備の定期報告のみ)	3年	1年	1年
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に付属するものを除く)	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	3年	1年	1年
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴 場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上のもの ④地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡超のもの	3年	1年	1年
7	事務所その他これに類する用途	階数5以上の建築物で、3階以上の階又は地階に当該用途があり、かつ当 該用途の床面積の合計が3,000㎡超のもの	3年	1年	1年
昇降機		①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機	1年		
準用工作物		遊戯施設等	1年		

- ※ ・該当する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下、かつ、階数2以下のものは対象外
 ・該当する用途部分が、避難階のみにあるものは対象外
 ・防火設備のうち、常時閉鎖式防火設備は、調査報告で報告

注) ・窓口への提出部数は2部です。なお、提出にあたっては事前予約が必要となりますのでご注意ください。

- ・電子申請による提出を行う場合、報告書第一面に報告済印を電子的に押印したデータを交付します。また、報告済シールについては依頼があった場合、発行します。

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 定期報告

検索

「名古屋市:建築基準法に基づく定期報告制度」

(<https://www.city.nagoya.jp/jigyoushisei/toshikeikaku/1018015/1018021/1018618/1018619/1034596.html>)